

**障害福祉サービスと介護保険サービスとの違い**

* **障害福祉サービスと介護保険サービスの原則**

障害者手帳を持っている場合でも、介護保険サービスの「認定」を受けた場合は、***介護保険優先の原則***

により障害者総合支援法ではなく介護保険法が優先されます。また、介護保険サービスにはなく、障害

福祉サービスで対応可能な場合は、障害福祉サービスでの利用が認められます。

【対象者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | ・40歳未満の方  ・40～64歳で16の特定疾病に該当しない方  ・65歳以上で認定を受けていない方※ | ・40～64歳で16の特定疾病のために介護が必要であると「認定」を受けた方  ・65歳以上で介護が必要であると  　「認定」を受けた方 |
| 介護保険サービス | ×　利用できない | * **優先して利用** |
| 障害福祉サービス | ◎　利用できる | ○　介護保険に無いサービスを利用 |

　※介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果非該当と判定された

場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請にかかる障害福祉サービスによる支援が必

要と市町村が認める場合も含む(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。）。

* **障害福祉サービスと介護保険サービスの基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 障害福祉サービス | 介護保険サービス |
| 区分 | 障害支援区分  （区分１～６） | 要介護度  （要支援１・２　要介護１～５） |
| サービスの利用計画 | **サービス等利用計画**  特定相談支援事業所  ***相談支援専門員***が作成 | **ケアプラン**  （要介護）居宅介護支援事業所  ***ケアマネジャー***が作成  （要支援）地域包括支援センター  ***センターの職員***が作成 |
| サービスの決定 | サービス等利用計画に基づき、区がサービスの種類・支給量を決定 | 担当のケアマネジャーと相談のもと、どのようなサービスをどのくらい利用するか決定。ケアプランに基づき、介護サービスを利用。 |

* **サービス内容の違い**

***※介護保険にも同様のサービスがある場合は、介護保険が優先されます！！***

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 居宅介護  訪問介護 | 重度  訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 | 移動支援※ |
| **障害福祉サービス** | **△** | **△** | **◎** | **◎** | **◎** |
| **介護保険サービス** | **◎** | **◎** | **×** | **×** | **×** |

　◎…優先されるサービス　△…状況に応じて対応　×…対応なし

　※移動支援は「地域生活支援事業」なので受給者証の色が変わります。

* **生活保護受給者が受けられるサービス**

生活保護受給者で、要介護・要支援と認められた利用者については、介護扶助の対象となります。介護扶助の利用者が障害福祉サービス・介護サービスを受けるにあたり、状況によって優先されるサービスが異なりますのでご確認ください。

　　　※介護扶助…生活保護を受けている世帯の中に要介護・要支援の方がいる場合に支給される扶助。

基本的に介護保険と同等の扶助が受けられます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 40歳以上65歳未満の特定疾病に該当 | | 65歳以上の方 | |
| 住民票あり  （介護扶助対象） | 住民票なし  （介護扶助対象） | 住民票あり  （介護保険対象） | 住民票なし  （介護扶助対象） |
| **障害福祉サービス** | **◎** | **×** | **△** | **×** |
| **介護サービス** | **△** | **◎** | **◎** | **◎** |

◎…優先されるサービス　△…状況に応じて対応　×…対応なし

≪問い合わせ≫

障害と介護どっち使えばよいのかな～？

江戸川区 福祉部 障害者福祉課

＊身体障害者相談係　　03(5662)0052

＊愛の手帳相談係　　　03(5662)0053

　 　　　　江戸川区 健康部 保健予防課

　 　　　＊精神保健係　　　　　03(5661)2465